

「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方に関する
横浜市市民協働推進委員会への意見聴取事務取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市と市民等が協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方について、横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴取する際の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、横浜市市民協働条例で規定する用語の定義に準じる。

（取扱範囲）

第3条 この要綱により、委員会の意見を聴取することができるのは、平成27年3月30日付で委員会が横浜市に対して行った答申の考え方に関する事項とする。

（説明責任）

第4条 横浜市（事業所管課）は、市民等と協働で行う事業について、情報を公開するとともに、市民等から当該協働事業に係る疑義の申出があった場合は、十分な説明を行わなければならない。

（意見聴取の依頼）

第5条 横浜市（事業所管課）は、前条に係る市民等への説明を行う場合等において、第3条に掲げる範囲の考え方の整理が必要な場合は、委員会の意見を聴取することができる。

2 その場合、横浜市（事業所管課）は、委員会に対し、横浜市市民協働推進委員会意見聴取依頼書（第1号様式）を提出するものとする。

（委員会における協議）

第6条 委員会は、前条の依頼書の提出を受け、必要と認められる場合は、原則、定例の委員会において、依頼の内容について協議するものとする。

2 委員会は、前条の依頼内容を確認するために必要な場合は、横浜市（事業所管課）に対し、資料の提出や委員会への出席を求めることができる。

（委員会意見書の提出）

第7条 委員会は、前条の協議を行った場合、その内容を、横浜市市民協働推進委員会意見書（第2号様式）に記載し、横浜市（事業所管課）へ提出するものとする。

（市民等への説明）

第8条 横浜市（事業所管課）は、前条の意見内容を十分に尊重し、当該協働事業に係る必要な判断と市民等への説明を行うものとする。

第1号様式（第5条）

横浜市市民協働推進委員会意見聴取依頼書

平成 年 月 日

（申請先）

横浜市市民協働推進委員会委員長

申請者 横浜市〇〇区（局）〇〇課長

「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方に関する横浜市市民協働推進委員会への意見聴取事務取扱要綱」第5条に基づき、所管する次の協働事業について、横浜市市民協働推進委員会の御意見をお聴かせください。

事業名	
意見聴取が必要と考える理由	※ 意見聴取が必要となった理由、経過等について、簡潔に記載してください。

- (1) 事業の概要については、第1号様式の2のとおり
- (2) 市民等からの疑義の内容については、第1号様式の3のとおり
- (3) 所管課の考え方等については 第1号様式の4のとおり

事業の概要

1	事業名	
2	事業所管課	
3	根拠法令	
4	事業開始年月日	平成 年 月 日
5 協働について	(1)協働の相手方	
	(2)相手方の選定方法	
	(3)協働契約有無	該当するものに○ あり ・ なし
	(4)協働契約形態	該当するものに○ 委託型・補助型・負担金型・共催型
	(5)協働契約締結日	平成 年 月 日
6	事業費	総額 円 (年度予算・決算) (内訳) 横浜市負担額 円 (内容) 相手方の負担額 円 (内容)
7	事業目的	
8	事業対象者	
9	実施内容	

市民等からの疑義の内容について

1 疑義の申出日	平成 年 月 日
2 疑義の申出があつた市民等	受益者 ・ 参加者 ・ 一般市民 その他（ ）
3 疑義の内容	(要旨)
	(内容)

所管課の考え方等について

1 論点となる 事項	(委員会に意見を聴取したいポイント)
---------------	--------------------

2 所管課の考え	
----------	--

平成 年 月 日

〇〇区（局）〇〇課長

横浜市市民協働推進委員会委員長

横浜市市民協働推進委員会意見書

平成 年 月 日に依頼のありました件について協議しましたので、委員会の意見を次のとおりお伝えします。

協議した日	
意見	